

2022年1月7日

## 新設分割にかかる事前備置書類

(会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号  
ソースネクスト株式会社  
代表取締役社長 兼 COO 小嶋 智彰

ソースネクスト株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021 年 12 月 27 日付新設分割計画書に基づき、2022 年 2 月 1 日をもって、当社のポケットークにかかる一切の事業に関して有する権利義務の一部を、新たに設立するポケットーク株式会社（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。当社が、本件分割に関して会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

### 記

#### 1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

2021 年 12 月 27 日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

#### 2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

##### (1) 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

新会社は、本件分割に際して 1,000 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社に交付される新会社の株式の数につきましては、新会社の株式の全てが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるため、新会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

##### (2) 資本金および準備金の額に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 4 条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

#### 3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新会社の債務（当社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

① 当社の 2021 年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本件分割の効力発生日以降においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

② 本件分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

③ 以上より、本件分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みについて

① 本件分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

② 本件分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

③ 以上より、本件分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

## 別紙

### 新設分割計画

ソースネクスト株式会社（以下「当社」という。）は、当社のポケットーク事業（以下「本件対象事業」という。）を新たに設立するポケットーク株式会社（以下「新会社」という。）に承継させるために会社分割を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を定める。

#### 1 会社分割の方法

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、ポケットーク事業を新会社に承継させるため、会社分割（以下「本件会社分割」という。）を行う。

#### 2 新会社の定款記載事項等

新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数及びその他定款で定める事項は、別紙1の定款のとおりとする。

#### 3 新会社が分割に際して発行する株式

新会社は、本件会社分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全部を当社に割当交付する。

#### 4 新会社の資本金の額及び準備金

本件会社分割により設立する新会社の資本金の額及び資本準備金は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 金4億9000万円

(2) 資本準備金 会社計算規則第49条1項が定める株主資本等変動額から上記(1)の金額を控除した額

#### 5 新会社が当社から承継する権利義務

新会社は、後記6の分割期日をもって、当社から、別紙2のとおり、本件対象事業に属する債権債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。なお、当社から新会社への債務の承継は重疊的債務引受の方法によるものとし、当社は新会社に承継される債務全てについて引き続き新会社と連帯して債務を負担する。

#### 6 会社分割の期日

本件会社分割の期日（以下「本件分割期日」という。）は、2022年2月1日とする。ただし、当社は、本件会社分割手続進行上の必要性その他の事由により、これを変更することができる。

#### 7 新会社の取締役

新会社の設立時取締役は、松田憲幸とする。

#### 8 新会社の設立時の本店所在場所

東京都港区東新橋一丁目5番2号とする。

#### 9 条件の変更

本計画書についての当社取締役会の承認後、本件分割期日前日までの間に、天災地変その他の事由により、本件対象事業及びその事業に属する財産に重大な変動が生じたときは、当社は、本計画書を変更し又は本件会社分割を中止することができる。

#### 10 規定外事項

本計画書に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要な事項は、本件会社分割の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

以 上

## 新会社の定款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ポケットーク株式会社と称し、英文では、POCKETALK CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータソフトウェアの企画開発、製造、販売および輸出入
- (2) コンピュータ機器およびこれに関する周辺装置の設計、開発、製造、販売、レンタル、リース、輸出入、設置ならびに保守管理
- (3) インターネットを利用した通信販売・通信販売の仲介業務、および情報提供サービス業務
- (4) インターネットプロバイダサービスの販売代理
- (5) 広告代理業
- (6) 広告、宣伝に関する企画および制作
- (7) 知的所有権の取得、譲渡、使用許諾、販売および管理業務
- (8) キャラクターの企画、デザイン、著作権取得および販売
- (9) 音楽ソフト、映像ソフトならびにニューメディアソフトの企画、制作、製造および販売
- (10) 書籍・雑誌等の出版および販売、輸出入
- (11) 企業およびベンチャービジネスへの投資およびその育成ならびにそれらの仲介
- (12) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (13) パソコン、スマートフォン等の中古品の買取、販売
- (14) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は4,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式売渡請求)

第7条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第8条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、会社法施行規則第22条1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度の末日を基準日とし、基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって当該事業年度に係る定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。この場合には、その基準日の2週間前にその旨を公告するものとする。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、各事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(株主総会の招集通知)

第13条 株主総会を招集するには、株主総会の会日より一週間前に各株主に対して、招集通知を発することを要する。但し、その総会において議決権を行使することができる株主全

員の同意があるときは、招集の手続を経ずにこれを開催することができる。

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(株主総会の決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(株主総会の議決権行使の代理資格)

第16条 株主総会における議決権行使の代理人資格は、議決権を行使しうる当会社の株主に限る。議決権の代理行使を行う場合は、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会の都度、当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役

(員数)

第17条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、その選任後1年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときに満了する。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当会社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表する。

(報酬等)

第21条 取締役報酬、賞与及び退職慰労金その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

#### 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までの1年とする。

(期末配当)

第23条 期末配当金は、定時株主総会の決議により、毎事業年度の末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

2 当社は、前項の期末配当金に代えて、金銭以外の財産を配当財産とすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第24条 当社が、株主に対し、期末配当金及び前条による中間配当金の支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2 期末配当金または中間配当金に対しては、利息をつけない。

制定 令和3年2月1日



承継権利義務明細表

1. 資産及び負債

当社が本件対象事業に関して有する、

(1) 資産

①流動資産

現金預金、製品（ただし、ポケトーク初代モデルを除く。）、前渡金

②固定資産

ソフトウェア、子会社株式（Sourcnext.Inc の発行済株式,Sourcnext B.V.  
の発行済株式）

(2) 負債

①流動負債

前受収益

②固定負債

長期前受収益

(3) 知的財産

本件対象事業にかかる特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録  
を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウ（営業秘密その他の事業活動に  
有用な技術上または営業上の情報を含む。）

## 2. 契約上の地位

(1) 本件対象事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務。

(2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件対象事業以外の当社の事業に関連する個別契約は新会社に承継されない。

## 3. 雇用契約

本件分割期日において、本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新会社に承継されない。当社は、本件分割期日において本件対象事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新会社に出向させ、以後、新会社において本件対象事業に従事させる。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新会社間にて協議の上、決定する。